

柏市立図書館資料収集方針

1 資料収集方針の設定にあたって

(1) 図書館とは何か

蔵書構成を考えるにあたり、「図書館とは何か」という事柄を図書館職員が常に意識し、市民の前に明らかにしていくことが必要である。今までに以下のような位置付けがなされていることを確認したい。

① 「社会教育法」

9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

② 「図書館法」

2条 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、
(以下省略)

③ 「新しい時代に向けての公共図書館の在り方について」(中間報告)

ア 図書館は、市民生活のあらゆる面に関わる資料を収集し、生涯学習を支援する上できわめて大きな責務を負っている。生涯学習のための機関としての色彩をいっそう強く打ち出すべきである。

イ 一般書、専門書、地域資料、視聴覚資料など多種多様な資料の充実をめざす。図書館は地域社会の情報拠点・学習拠点である。

ウ 多様な学習機会を提供することが必要である。読書普及とりわけ児童に対するサービスは重要である。学校との連携により充実した学習機会の提供が望まれている。

(2) 日本の図書館の軌跡

蔵書構成を考える上で、今まで日本の公共図書館が辿ってきた流れを確認することも重要である。

① 発展期

戦後日本の図書館活動は、新憲法に端を発し、昭和24年の社会教育法の施行、昭和25年の図書館法の施行に始まるが、それからしばらくは、図書館の存在は広く市民生活に取り入れられることなく、一部研究者の利用や学生の勉強部屋代わりに利用されるに留まっていた。

昭和40年代に入り、東京都日野市が、「買い物カゴを下げた図書館へ」「ポストの数ほど図書館を」「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」というスローガンを掲げてまず移動図書館からサービスを始め、ほとんど全ての図書を開架し、自習席を一掃して、現在は当たり前となっている「貸し出し中心」の図書館活動を開始した。この動きは高度経済成長とあいまって全国へと広まっていった。

図書館は市民のためのものであり、市民の求める資料を提供していくといったそれまでの「図書館は市民を教育するための施設である。」という考え方から、「市民の要求が蔵書をつくる」という考え方へ大転換が図られ、市民の支持を勝ち取っていった。

日野市のこの活動がなければ、今日の日本の図書館界は存在しえなかったと思われるほど全国に大きな影響を与え、中小公共図書館の発展こそ図書館活動の基盤となるとした『中小都市における公共図書館の運営』（※注1）とその理念を具体化した当時の日野市立図書館長前川恒夫氏らの『市民の図書館』（※注2）は、図書館員のバイブルとされてきた。

この流れは柏市にも波及し、昭和46年に日野市を手本に移動図書館をスタートさせている。

② 転換期

産業の空洞化、景気の低迷、リストラ、失業率の増加・・・バブル崩壊後続いている不況の中で、図書館界も資料費削減、民間委託など厳しい状況にさらされる一方、図書館によるベストセラーの大量購入が出版不況の原因の一つではないかと問題視された。また、電子図書館の登場や、ビジネス支援を標榜する図書館が注目されるなど、社会の中での図書館に対する役割・評価が高まるにつれて、図書館界の大きな変化の

兆しが現れている。

日野市から始まった貸し出しを中心とした図書館運営を基盤に、平成18年3月に『これからの図書館像』（※注3）で提言されたように地域情報やビジネス情報の拠点としての図書館等、新しい図書館の在り方が模索されている。

※注1 『中小都市における公共図書館の運営』（通称「中小レポート」）

日本図書館協会 1963年

※注2 『市民の図書館』 日本図書館協会 1970年

※注3 『これからの図書館像』 文部科学省 2006年

(3) 柏市立図書館の蔵書構成を考える

① 基本的考え方

図書館の蔵書構成は館種によって異なり、どのような資料を収集するかは、その館の目的、性格等によって収書方針が決まり、収集計画を立てられ、それに基づいて収書が行われる。

公共図書館においては、基本図書（一般成人向け図書・児童書）、参考図書及び地域住民の要求度に応じて実用書・専門書等を網羅的に収集すべきであり、地域の行政資料・郷土資料も収集する必要がある。また、蔵書構成を考える場合、資料の種類（図書とその他の資料の比率）、一般向け図書と専門書のバランス、その図書館で重点収集したい資料などを考えなければならない。

以上のような原則を踏まえ、長期的展望に立った図書館計画のもとに、現実的には経済状況・収容スペースを考慮して収集方針及び年次的な収集計画が決定される。その決定に際しては、県立図書館や県内のほかの図書館との相互利用・分担収集も考慮されなければならない。

② 求められる資料と必要な資料

図書館の蔵書は、基本的には市民の求めに応じて収集すべ

きものである。過去の良書厳選主義が、市民を図書館から遠ざけていたという反省のもとに、図書館は誰のものかを常に意識し、市民の要求を基本に蔵書が構築されるべきであるという考え方は、「(2) 日本の図書館の軌跡」で触れたように日野市の図書館活動から始まった現在の図書館活動の出発点である。

それを前提としながら、要求の多い図書だけでなく、公共図書館として当然所蔵すべき基本図書や、地域資料、重点資料をどう収集していくのか、収集方針を市民の前に提示し、明らかにすることで理解を得ていく必要がある。

③ 柏市立図書館の蔵書構成

柏市立図書館の特色は、本館と17分館の多くのサービス拠点をもち、さらにそれぞれが相互貸借することで、市内のどこに住んでいても柏市立図書館全体の蔵書が利用でき、多くの貸し出しを行っていることである。

しかし、個々の分館の蔵書は3万8千冊程度で、面積は平均170㎡と市民生活の情報源を標榜するには規模が小さく、貸し出し中心のサービスにならざるを得ない。この規模の分館で特色を出そうとすると偏りが生じ、かえって利用しにくいものとなる。各館による資料の重複を抑え、同一主題の資料を収集する際は、各館で異なったタイトルの資料を購入することにより、本館と17分館からなる柏市立図書館の蔵書をより効果的に利用することができる。

このような特色を踏まえ、柏市立図書館の収集方針として次のような方向性を市民に対して明らかにしていきたい。

ア 市民が学習する上で必要となる各ジャンルの基本的及び最新の資料を収集する。

イ 市民の自己実現、多様な趣味に資する資料、時事問題など市民が現在知りたい事柄に関する資料を収集する。

ウ 各近隣センターを中心に活動している学習グループや趣味のサークルを支援する資料を収集する。

エ ボランティア活動やNPO活動、子ども会、福祉団体、

まちづくりに関わるさまざまな団体を支援するための資料を収集する。

オ 国際化に対応した外国語の資料及び，国際交流室と連携し，柏市に関する外国語の資料を収集する。

カ 高齢者やその他図書館の利用に障害のある市民に配慮した資料を収集する。

キ 地域の学校との連携により，総合学習等，学校図書支援に対応した資料を収集する。

ク 行政等の課題解決支援に配慮した資料を収集する。

2 具体的な資料収集にあたっての留意点

(1) 資料の収集にあたっては，「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」の精神を遵守する。

① 市民からのリクエストについては，以下の③に述べる形態上の問題に該当しない限り，購入・相互貸借などの手段により可能な限り提供する。

② リクエストの多い資料の複本購入に関しては，現時点では上限を柏市内全館合計で20冊とする。

③ 以下の形態の資料は図書館資料として収集しない。

ア 切抜き・組み立てを目的に編集された資料

イ 書き込みを目的として編集された資料

ウ 著しく耐久性に欠ける資料

エ 一枚物の楽譜

オ CD・DVD等が主体であり，図書がそれらの付属物である資料

カ 問題集

キ 通信販売などのカタログ

④ 図書館利用に障害がある市民のために大活字本・CD等を収集する。外国語資料は，日本語を母語としない利用者へのサービスを視野に入れて，必要な資料を収集する。

⑤ 本館参考資料室の郷土資料コーナーでは，柏市を中心に関連の深い周辺一帯を含めた地域の図書・行政資料・逐次刊行

物・小冊子等の資料を収集する。また，分館でも必要に応じて収集に努める。

- ⑥ 新聞は主要日刊紙を中心に収集する。外国語の新聞は代表的なものを収集する。
- ⑦ 雑誌は各分野の基本的なものを収集する。
- ⑧ 図書及び図書館に関する資料は積極的に収集する。
- ⑨ 視聴覚資料（A V 資料）についてはC D・D V D等を収集対象とする。これらの選定にあたっては，各種雑誌・新聞等の評価を参考とする。
- ⑩ 漫画は，現在日本文化の一部となり市民権を得ているため，図書館資料として扱う。一般成人向け・児童向けともに現物を見た上で，過激な暴力描写・性描写等に留意し収集する。いわゆる名作を漫画化したもの・雑誌等に連載中のものは原則として収集しない。ストーリー漫画については，賞を取った作品・評価の定まったものから選定する。リクエストについては所蔵分のみ受け付け，未所蔵のものは次回の選定時に参考にする。
- ⑪ 古書については古書店等からの収集に努める。
- ⑫ 寄贈図書の受け入れについては，以上に述べた基準を適用する。寄贈を受ける際は，一切の判断を図書館側が行う旨の了承を得る。コーナーの設置は原則的におこなわない。
- ⑬ 収集後に何らかの問題が生じた場合は，資料選定会議で協議し必要な措置を講ずる。

(2) 資料の選定方法は以下のとおりとする。

- ① 書店の店頭見計らい・書店・出版社の持ち込み・郵送による見計らい等の現物による選定
- ② 新聞・雑誌の書評・広告・インターネット情報等のツールを参考にした選定

3 児童資料の収集にあたっての留意点

(1) 児童資料の収集にあたっては，その特殊性から以下の理由により，選定基準とともに児童資料評価の基準を示すものである。

- ① 子どもは読むものを選ぶ自由が少ない。与えられたものを，

たまたま目にふれたものを読む。図書館を利用する子どもは、館の蔵書に依存した読書生活を営むことになる。

- ② 子どもの時代は、書物に対する好みや、質の感覚が養われる時である。この時代にふれる書物の影響は大人になってからの読書にはない、深く永続的なものがある。
- ③ 子どもの時代は、短く貴重である。子どもの本の中には、ある年齢の子どもにしか十分楽しめない種類のものもあり、数・多様性よりも、質が重要視されなければならない。

(2) 評価の基本

基本的姿勢は次のとおりとする。

① 自分で評価する。

児童図書を選書する場合は、自分の感性、自分の価値判断に頼って、直接本に当たってこれを評価すべきである。失敗や片寄りを恐れるあまり、機械的に新刊書を揃えたり、全面的に各種のリストに依存すべきではない。

② 子どもに代わって評価する。

自分がある作品を好きか嫌いかということと、その作品が客観的に見てよく書けているかいないかということは別のことである。子どもがそれをどう受け取るだろうかという視点を忘れてはならない。

この視点を自分のものにするためには、目の前にいる子どもを観察すること、自分自身の子どもの頃のことをできるだけ思い出すこと、そして関連した書物を読むことである。

③ 蔵書全体との関係において評価する。

その本、あるいは作品自体の価値を評することではなく、蔵書に加える価値があるかどうかを判断することである。

多少の欠点があるにもかかわらず、他に代替本がない場合は受入れざるを得ない。しかし、その経過は通っていなければならない。

④ 継続して評価する。

受入れた本については、その後の子どもの評価や利用状況を見て、継続的にその本を評価していく必要がある。

その後の措置としては、適当な時期に廃棄するか、または、

複本を追加して蔵書全体のバランスをはかっていく。

(3) 蔵書の基本的理念

蔵書の基本的理念は、次のとおりとする。

- ① 健康なのびのびした生活感情がみなぎっている。
- ② 奇想天外な想像力の世界が展開されていて自由な心や笑いを引き起こす。
- ③ 人間を取り巻く、自然、社会について、深く広い正しい認識を得させる。
- ④ 人類が積み上げてきた文化遺産に尊敬の心をいだかせる。
- ⑤ 子どもの持つ美しい心の成長にかなない、正義感、真理、真実、などの探求心を育てる。
- ⑥ 科学的なものの考え方、生き方の基礎を養う。
- ⑦ 人間の尊厳を深く握み、しっかりした自己確立と批判精神を備えさせる。
- ⑧ 労働と生産への自覚を促し、働く人々の美しさにめざめさせる。
- ⑨ 子どもの持つ無限の想像力に答え、彼らの心の成長、創造性を切り開き促進する契機になる。
- ⑩ 平和と民主主義的国際理解を育てる。

(4) 選定の具体的基準

一般的共通事項

① 内容

ア 知識は正確でわかりやすく、公正でかつ時代の進歩に応じ論理的に発展しているか。

イ 俗悪に流れず、健全で文学性があり、子どもに想像力をもたせ、感情を豊かにすることができるか。

ウ 子どもの要求や能力に合致し、経験を充実させることができるか。

② 表現

ア 読者の発達段階に適した表現を用いそれが内容を表すのに十分であるか。また、子どもの心情を豊かにするよう叙述されているか。

イ 漢字、かなづかいが標準に合致し、明瞭で正確な写真・

絵画・グラフ・図表などにより視覚化し，子どもの理解を助けているか。

ウ 翻訳は，原文の意味を正確に伝え理解しやすいか。また原著について解説がついているか。

③ 外観

ア 製本，装丁が整い，大きさが適当であるか。

イ 用紙は，印刷または読書に適しており，印刷は鮮明で活字の大きさ，行間の余白は適当であるか。

ウ 書名，目次，索引，参考図書など本の構成は適当であるか。著者，出版社は信頼できるか。また価格は適当で容易に購入できるか。

(5) 具体的事項

選定の具体的事項は，次のとおりとする。

① 絵本

ア 絵が見る者に訴えかけるものを持っているか。

イ 絵がストーリーを語ってくれているか。

ウ 絵と文が一本化されているか。

エ 構図がしっかりしているか，色はどうか。

オ 子どもにふさわしい，暖かみのある絵か。

カ ストーリーは，子どもにふさわしいか。

キ 子どものために出版されたものか。

② よみもの（童話）・民話

ア 豊かな想像力（物語性）を有したものであるか。

イ 子どもの立場に立った現代市民感覚にマッチしたものであるか。

ウ 健康で明るく人生を肯定し，人間を信頼するヒューマニズムに裏づけられたものであるか。

エ 外国文学は，ダイジェストの購入を避ける。また，訳文が適切であるか。

オ 古典，伝説は文学として一定の評価を得ており，現在まで子どもに読み継がれ，かつ現代的意味を有するか。

カ 民話の持っている内容（主題・筋運び・人物像）と，形式（語りくち・ことば）を正しくとらえているか。

キ すぐれた原話の再話であるか。

ク 詩・童謡等は，ことばのリズム感覚が適切か。

③ ノンフィクション（実用書・参考図書）

ア 新しく正確な情報に基づいて書かれているか。

イ 専門用語についてよく説明されているか。

ウ 索引が整備されているか。

エ 出典が明確か。

オ 執筆者，編集者の専門性と責任を持った仕事が行なわれているか。

カ 表現方法が対象とする年齢にふさわしいものか。

④ 伝記

ア 被伝者の行動や業績が歴史的背景とのかかわり合いの中で描かれているか。

イ 被伝者の生活の全面が，欠点をも含めて人間的にとらえられているか。

ウ 生涯史となっているか。

エ 作者と被伝者とのかかわりに意義が認められるか。

オ 作品に現代的意義が認められるか。

カ 文学的形象性が豊かで感動深い作品となっているか。

キ 記述に誤りはないか。

⑤ 紙芝居

ア 絵本に準じる。

イ 離れて見ることが多いので線と色がはっきりしたもの，性格がドラマチックなものの方が適している。

この収集方針は，平成20年10月16日から施行する。